

○宮城県特定大規模集客施設の立地の誘導等によるコンパクトで活力あるまちづくりの
推進に関する条例（平成21年宮城県条例第1号）（抄）

第4章 宮城県特定大規模集客施設立地誘導審議会

（審議会の設置等）

第23条 知事の諮問に応じ、市町村の区域を超えた広域的な見地による特定大規模集客施設の立地誘導地域への立地の誘導等に関し調査審議するため、宮城県特定大規模集客施設立地誘導審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、前項の規定による調査審議のほか、この条例の実施に関し知事に意見を述べることができる。

（組織等）

第24条 審議会は、委員7人以内で組織する。

2 委員は、前条第一項に規定する事項に関し優れた識見を有する者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

（会長）

第25条 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第26条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（運営に関する事項）

第27条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

審議会の所掌事項

1 特定大規模集客施設の立地誘導地域への立地の誘導等に関する基本的な方針の策定・変更等に関する調査審議

(条例第4条第3項) 知事は、基本方針を定め、これを変更しようとするときは、あらかじめ、宮城県特定大規模集客施設立地誘導審議会の意見を聴かなければならない。

2 市町村長の申請に基づく立地誘導地域等の知事の指定に関する調査審議

(条例第5条第2項) 知事は、第2条第5号イただし書き又は同号ハの指定をしようとするときは、あらかじめ、宮城県特定大規模集客施設立地誘導審議会及び関係する市町村の長の意見を聴かなければならない。

3 特定大規模集客施設の新設届出等に対する知事の意見に関する調査審議

(条例第12条第2項) 知事は、前項の規定により意見を述べようとするとき、又意見を有しない旨を通知しようとするときは、あらかじめ、宮城県特定大規模集客施設立地誘導審議会の意見を聴かなければならない。

4 新設届出者等に対する知事の勧告に関する調査審議

(条例第13条第2項) 知事は、前項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、宮城県特定大規模集客施設立地誘導審議会の意見を聴かなければならない。

5 その他条例の実施に関し知事に意見を述べること。

(条例第23条第2項)